

消防救急デジタル無線の整備概要について

1 消防救急無線再整備事業の完成等について

消防救急活動の高度化及び電波の有効利用の観点から、既存のアナログ方式の消防救急無線は 150MHz 帯周波数の使用期限である平成 28 年 5 月 31 日までに 260MHz 帯でのデジタル方式に移行する必要性がありましたことから、本市は、緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用して、デジタル化に向けた消防救急無線の再整備を行ってまいりました。

このたび消防救急デジタル無線と指令台及び消防車両に搭載している出動車両運用管理システム(AVM)との接続作業を終え、本整備が完成いたしましたので、平成 26 年 3 月 26 日(水) 13 時 00 分から運用を開始します。

2 事業概要

- (1) 事業主体 宇治市(単独整備)
- (2) 整備年度 平成 25 年度
- (3) 整備内容

ア 無線装置の整備台数等

装置名称	台数等	配置内容
基地局無線装置	1 式	市役所屋上無線機器室に設置
卓上型固定移動局無線装置	4 台	非常用として指令室に設置
車載型移動局無線装置	31 台	緊急消防車両に搭載
可搬型移動局無線装置	2 台	現場指揮所用として指揮隊車に搭載
携帯型移動局無線装置	43 台	本部・各署所に配置
衛星携帯電話	3 台	不感地・緊急消防援助隊・防災対策用
署所指令端末用受令機	5 台	各署所事務室に設置

イ デジタル無線の波数

消防車両には、共通波 10 波(統制波 3 波・主運用波 7 波)及び活動波 2 波(消防活動波 1 波・救急活動波 1 波)の合計 12 波を搭載しました。

統制波は、大規模災害時において緊急消防援助隊との無線通信に、主運用波は、府県の消防機関が相互応援活動を行う場合に使用します。また、活動波は市内で消防・救急業務を行う場合に使用します。

3 デジタル無線のメリット

- (1) 通信の秘匿性の向上により個人情報等の保護が強化されました。
- (2) ショートメッセージなどの音声以外のデータ伝送も可能となりました。
- (3) クリアな音声となり聞きとりやすくなりました。
- (4) 無線チャンネルの増加により、大規模災害などでの無線の輻輳・混信が抑制できました。
- (5) 大規模災害が発生した場合には、京都府デジタル疎水を活用して、京都府庁と指令台を有線接続することにより、災害活動部隊と無線交信ができ、広域的な無線通信が可能となりました。

4 整備機器

基地局無線装置	
宇治市役所屋上設置	宇治市役所屋上（アンテナ）
	
車載型移動局無線装置	
	

可搬型移動局無線装置



携帯型移動局無線装置



衛星携帯電話



署所指令端末用受令機

